

商品名：借家人総合賠償責任保険

2020/4/1
アクア少額短期保険㈱

| 約款 | 旧 | 新 |
|--|---|---|
| (契約者および被保険者) 第2条4 | 4 この保険契約における被保険者は主となる被保険者と「被保険者のお住まい」に同居する者で保険証券に記載の方とします。 | 4 この保険契約における被保険者は主となる被保険者および主となる被保険者と「被保険者のお住まい」に同居する者で保険証券に記載の方とします。 |
| (保険金の種類と支払いと支払い金額) 第5条 | (保険金の種類と支払いと支払い金額) 第5条 | (保険金の種類、支払い事由および支払い金額) 第5条 |
| (他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額) 第6条(1)(2) | <p>(1)他の保険から保険金が支払われていない場合。 損害の額が弊社の保険金限度額のいずれか低い額を被保険者に支払ったうえで、次の①②の数式を適用し、弊社支払責任額を超えて支払った金額について、他社に対する求償権を得るものとします。 ①他社に他保険条項(按分規定)があり、保険金額の評価方法が弊社と同じ場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\begin{matrix} \text{それぞれの保険・} \\ \text{共済契約の支払限} \\ \text{度額の合計額または} \\ \text{損害の額のいずれ} \\ \text{か低い額} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{この保険の支払責任額} \\ \text{それぞれの保険・共済契約} \\ \text{の支払責任額の合計額} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{この保険の} \\ \text{支払保険金} \end{matrix}$ </div> <p>②他社に他保険条項(按分規定)があり、保険金額の評価方法が弊社と異なる場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。 【損害の額－他社の支払額】か弊社の保険金限度額のいずれか低い額 ③他社に他保険条項(按分規定)がない場合においても、弊社は前記①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を計算します。 (2) 他の保険から保険金が支払われた場合。 他社が、被保険者に対して損害の一部を支払った場合には、下記の計算式に基づき、弊社支払責任額を被保険者に支払うものとします。 尚、他社が、被保険者に対して全額支払った場合には、弊社は前記(1)の①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を他社に支払うものとします。 【損害の額－他社から支払われた額】か弊社の保険金限度額のいずれか低い額</p> | <p>(1)他社の保険・共済契約から保険金または共済金が支払われていない場合。 この保険の支払責任額(他の保険・共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます)を被保険者に支払うものとします。 (2)他社の保険・共済契約から保険金または共済金が支払われた場合。 下記の計算式に基づき計算した額を被保険者に支払うものとします。 【損害の額－他社から支払われた保険金または共済金の合計額】かこの保険の支払責任額のいずれか低い額</p> |
| (告知義務について) 第8条1(5) | (5) 被保険者全員にかかる、他の保険契約の有無 | (5) 被保険者全員にかかる、他の保険・共済契約の有無 |
| (通知義務について) 第9条1(2) | (2) 被保険者の増減についての通知は下記のように定め、増減のあった日より30日以内に弊社に通知しなければなりません。 | (2) 主となる被保険者以外の被保険者の増減についての通知は下記のように定め、増減のあった日より30日以内に弊社に通知しなければなりません。 |
| (通知義務について) 第9条(3) | (3) 契約者が個人の場合、主となる被保険者の死亡あるいは退去において主となる被保険者を変更するときは、新たな主となる被保険者となられる方は保険証券に記載されている方に限ります。 尚、契約者が法人または団体の場合、主となる被保険者の変更において、新たな主となる被保険者となられる方は第2条第2項の要件を充たす方に限ります。 | (3) 主となる被保険者の死亡あるいは「被保険者のお住まい」からの退去において主となる被保険者を変更するときは、弊社に対して、その旨の通知をしなければなりません。 ①契約者が個人の場合、新たな主となる被保険者となられる方は保険証券に記載されている方に限ります。 ②契約者が法人または団体の場合、新たな主となる被保険者となられる方は第2条2の要件を充たす方に限ります。 |
| (通知義務について) 第9条(4) | (4) 保険証券記載の「被保険者のお住まい」を変更する場合、そのお住まいの住所および占有面積。 | (4) 保険証券記載の「被保険者のお住まい」を変更する場合、弊社に対して、そのお住まいの住所および占有面積を通知しなければなりません。 |
| (契約の無効について) 第10条 | <p>保険契約について以下の各号に該当するときはその保険契約を無効とします。 (1) 契約の申込み日において、「被保険者のお住まい」、「保険の目的」にすでに損害が生じ、またはその原因が発生したことを契約者または被保険者が知っていたとき。 (2) 被保険者の重複契約(弊社の2つ以上の保険商品に重複して被保険者となること)の内、一番最初に責任を開始された契約以外の契約。 尚、セット販売の保険商品はこれを1つの保険商品とします。 (3) 契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。 (4) 前記(1)(2)の場合の保険料は全額返金します。 前記(3)の場合の保険料は返金しません。</p> | <p>契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。 2 前項の場合は保険料は返金しません。</p> |
| (契約の失効について) 第11条 | <p>保険契約について以下の各号に該当するときはその保険契約は失効します。 (1) 「被保険者のお住まい」が消滅または相当なる損壊をうけ、「被保険者のお住まい」が被保険者の居住の用に供せられなくなったときは、この保険契約は消滅もしくは解約となります。 (2) 第9条第1項に定める事由による失効。 (3) 前記(1)～(2)の事由にての失効後の保険料は、契約が失効した時点での解約返戻金と同額を返戻します。</p> | <p>保険契約について以下の各号に該当するときはその保険契約は失効します。 (1) 「被保険者のお住まい」が消滅または相当なる損壊をうけ、「被保険者のお住まい」が被保険者の居住の用に供せられなくなったとき。 (2) 第9条第1項に定める失効する事由に該当するとき。 (3) 前項(1)～(2)の事由にての失効後の保険料は、契約が失効した時点での解約返戻金と同額を返戻します。</p> |

| 約款 | 旧 | 新 |
|---|---|--|
| (重大事由による契約解除について) 第12条 4 5 6 | <p>4 第1項(5)により契約が解除される事由と、保険金支払い事由に因果関係がない場合は、その事故に対しての保険金は支払ったうえで、契約は解除します。</p> <p>5 保険契約者または被保険者が第1項(4)アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(4)アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については適用しません。</p> <p>6 契約解除後の保険料の取扱いおよび保険金は次の各号のように定めます。</p> <p>(1) 第1項(1)の場合においては、收受されている保険料は返金しません。</p> <p>(2) 第1項(2)～(5)、第2項の事由にて契約を解除した場合は、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。</p> | <p>4 保険契約者または被保険者が第1項(4)アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(4)アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については適用しません。</p> <p>5 契約解除後の保険料の取扱いおよび保険金は次の各号のように定めます。</p> <p>(1) 第1項(1)の場合においては、收受されている保険料は返金しません。</p> <p>(2) 第1項(2)～(5)、第2項の事由にて契約を解除した場合は、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。</p> |
| (重大事由による契約解除について) 第12条(5) | (5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(4)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。 | (5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(4)までの事由がある場合と同程度に弊社これらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。 |
| (重大事由による契約解除について) 第12条2 | 2 当会社は、被保険者が前項(4)アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。 | 2 弊社は、被保険者が前項(4)アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。 |
| (重大事由による契約解除について) 第12条3 | 3 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項(1)から(5)までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。 | 3 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項(1)から(5)までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、弊社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。 |
| (重大事由による契約解除について) 第12条 4 5 6 | <p>4 第1項(5)により契約が解除される事由と、保険金支払い事由に因果関係がない場合は、その事故に対しての保険金は支払ったうえで、契約は解除します。</p> <p>5 保険契約者または被保険者が第1項(4)アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(4)アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については適用しません。</p> <p>6 契約解除後の保険料の取扱いおよび保険金は次の各号のように定めます。</p> <p>(1) 第1項(1)の場合においては、收受されている保険料は返金しません。</p> <p>(2) 第1項(2)～(5)、第2項の事由にて契約を解除した場合は、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。</p> | <p>4 保険契約者または被保険者が第1項(4)アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(4)アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については適用しません。</p> <p>5 契約解除後の保険料の取扱いおよび保険金は次の各号のように定めます。</p> <p>(1) 第1項(1)の場合においては、收受されている保険料は返金しません。</p> <p>(2) 第1項(2)～(5)、第2項の事由にて契約を解除した場合は、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。</p> |
| (保険金および返戻金の請求について) 第13条 | (6)保険金受取人の印鑑証明書 | (6)被保険者の印鑑証明書 |
| (保険金および返戻金の請求について) 第13条3(5) | (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。 | (5) 前各号のほか、他の保険・共済契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。 |
| (保険金および返戻金の請求について) 第13条5 | 5前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払をすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、遅延利息(年率6%単利)を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同じ居る者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。 | 5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、法定の利率で計算した遅延利息を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同じ居る者が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。 |
| (保険期間中の保険料・保険金の増減について) 第15条(1)(2) | (1) 弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。 | (1) 弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。 |
| (更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について) 第16条(1) | (1) 弊社の収支状況を検証した結果、保険料を変更する必要があるときは、弊社の定めるところにより、更新後の保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。 | (1) 弊社の収支状況を検証した結果、保険料を変更する必要があるときは、弊社の定めるところにより、更新後の保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。 |

| 約款 | 旧 | 新 |
|----------------------------------|---|--|
| <p>(代位について) 第17条</p> | <p>弊社は保険金支払い事由に該当する損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、契約者および被保険者の権利を書きない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得するものとします。 2 契約者、被保険者および被保険者と同居する者は、弊社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠、および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、弊社の負担とします。</p> | <p>損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。 (1)弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額 (2)(1)以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 2 前項(2)の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。 3 契約者および被保険者は、弊社が取得する第1項または第2項の債権の保全または行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。</p> |
| <p>(保険金支払い後の契約について) 第19条</p> | <p>保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額に達したときは、この契約は、その保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了するものとします。 2 前項の場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この契約の保険金額は、減額することはないものとします。</p> | <p>弊社が保険金を支払った場合においても、この契約の保険金額は、減額することはないものとします。</p> |